

農業経営基盤強化の 促進に関する基本構想

令和4年4月
千歳市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する（基本的な方向）目標	1
1	千歳市農業の概要	1
2	千歳市農業の現状	1
3	千歳市農業の課題と方策	2
4	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	4
5	農業経営基盤の強化を促進する推進体制	7
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	7
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	8
1	個別経営体	8
2	組織経営体	13
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の基本的指標	14
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	15
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	利用権設定等促進事業に関する事項	16
2	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	22
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	26
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	27
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	27
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
第 6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	29
第 7	その他	30
附則		30
別紙 1	（第 5 の 1 (1)⑥関係）	31
別紙 2	（第 5 の 1 (2)関係）	33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する（基本的な方向）目標

1 千歳市農業の概要

千歳市は、北海道の中南部に広がる石狩平野の南端に位置し、札幌市から南へ40km、苫小牧市から北へ28kmの地点にあって4市4町に接しており、北海道の空の玄関新千歳空港と道央自動車道が交差する交通要衝地である。面積は59,495haで東西に57km、南北に30kmと東西に長く広がり、西部は支笏洞爺国立公園区域、中心部は市街地、工業団地、空港、自衛隊駐屯地等、東部は農林業に活用されており、都市計画区域面積25,890haのうち市街化区域は3,207ha、また、農業振興地域面積13,418haである。

気候は、南部太平洋岸に近いこと季節によって風向きが一定しており、夏季の気温は比較的高く、降雪は他の地方より少なく遅い。本市の農業は、このような地理的条件、自然的条件を背景に、土地改良事業をはじめとする各種農業施策の積極的な展開、大規模経営による農業の近代化、さらには農畜産物の需給動向に即した水稲、麦類、てん菜、豆類、などの基幹作物の栽培、酪農、養豚、養鶏などの畜産により、石狩管内でも有数の農業生産地帯として発展してきた。

2 千歳市農業の現状

本市は、農業者の高齢化や後継者不足などにより生産力の低下が懸念されており、農業経営における効率化をはじめ、中核農家や後継者、新規就農者の育成・支援などの基盤整備に取り組む必要がある。一方、地理的には道内最大の消費地である札幌圏内にあり、苫小牧港とも近接しているという立地条件の優位性を活かし、農畜産物の高付加価値化や地域ブランドの確立、農商工連携による地域活性化の動きが広がっている。また、グリーン・ツーリズムが注目される中、野菜直売所や農家レストラン、観光農園、農業体験などの観光型農業が盛んに行われており、これらの取組については、今後も推進していく必要がある。なお、農林業センサスでは平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの販売農家戸数が181戸から173戸となり、8戸減少（▲4.4%）している。

また、今日の高齢化の進行は都市部を含めた全国的傾向であるが、農村部においては後継者不足や農業従事者の高齢化は確実に進行している。

令和元年に行った千歳市農業振興計画（第4次）策定に係る農業者意向アンケート調査によると、経営耕地面積・家畜飼養頭数について、「現状を維持する」とする回答が37.9%、「拡大・増頭したい」との回答が31.1%となっている一方で、「縮小・減頭したい」「営農をやめたい」との回答が約15%であった。

3 千歳市農業の課題と方策

近年の農業を取り巻く環境は、農畜産物の輸入自由化をはじめとする急速な国際化の進展等により、農家戸数の減少、担い手の不足、高齢化の進行、労働力の不足、離農の増加、さらには農畜産物の価格低迷等を基調として、農業所得の減少、負債の増加、農地流動化の停滞等を招きつつあるが、このことは本市の農業、農村の形成及び維持のあり方に多くの影響を及ぼしている。

このようなことから、今後は国内外の農業情勢を踏まえた中で、本市の特色のある農業の振興を図るため、効率的な農業経営の推進や生産技術の向上などにより農業経営を強化するとともに、担い手の育成確保に努め、環境と調和した農業や都市交流と結び付いた農業を推進し、さらには生産性の高い土地基盤整備の推進や農業用施設の適正管理により優良農地の確保に努めることが必要である。

また、土地利用型部門を中心に、経営規模の拡大を志向する経営体と施設園芸などの集約的農業を展開する経営体との間で労働力の提供、農地の貸借等によりその役割分担を図りつつ地域複合としての農業の発展を目指すことが必要であり、その方策を次のとおりとする。

(1) 優良農地の確保

生産性の向上と農地災害の未然防止を図るため、土地基盤整備を推進するとともに、農業用施設の適正な管理に努めます。

① 生産性の高い農地の確保

農地の生産性の向上を図るため、土地基盤整備を推進します。

② 農業を支える施設の適正管理

農業用用水路、農業用排水路施設、排水機場、農道、防風林など、農業を支える施設を適正に管理し、農地の生産性向上を図るとともに、農業被害の防止に努めます。

(2) 農業経営の強化

農業経営の強化を図るため、農地の集積・集約や農作業の効率化を促進するとともに、農畜産物の振興などの経営支援を行います。

① 農地の集積・集約促進

人・農地プランに基づく地域での話し合いを推進し、地区ごとの農地の集積、および飛び地の集約による生産性向上を図ります。

② 農業経営力の強化

A 法人化・共同化

経営の効率化や事業継承、雇用確保等のため法人化を目指す農業者の支援や、農業者の負担軽減のための共同化を支援します。

B スマート農業

農家の労力軽減・効率化等に向けたスマート農業の導入支援を行います。

C 栽培技術の向上

栽培技術の向上やコスト低減に向けた取組に対し継続的な支援を行います。

D 有害鳥獣・防疫対策

増え続けるエゾシカやアライグマなどの有害鳥獣被害への積極的な対策や、口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなどの防疫に係る対策の充実に努めます。

E 外的要因変化への迅速な対応

新たな貿易協定やパンデミックなど大きな外的要因の変化に対し、関係団体等の意見把握、国等の各種補助・助成制度等の活用や情報提供などを迅速に行うよう努めます。

③ 雇用労働力の確保

収穫期等の慢性的な人手不足に対し、通年雇用や外部人材の活用など新たな取組の支援や検討を行います。

④ 販売力強化

農業者、加工業者、小売業者などとの交流・連携により特産品の開発支援及び、効果的なPRに努めます。

⑤ 都市と農村の交流促進

グリーン・ツーリズムや農業体験などを通じた交流、各種イベント等を通じた千産千消の推進、学校給食等への地元食材提供、新たな農村空間の魅力発信などを通じ、都市と農村の交流促進を図ります。

⑥ 食の安全・安心の推進

消費者や流通事業者が求める食の安全・安心に対応するため、生産履歴の情報開示や客観的指標の取得等を推進します。

⑦ 市営牧場整備・充実

老朽化した施設・機械の計画的な整備を推進するとともに、維持管理の更なる適正化に向けた検討を行います。

(3) 農業の担い手の育成・確保

地域の中心的な経営体となる農業者や認定農業者の育成を行うとともに、新たな担い手となる新規農業参入者の育成と確保に努めます。

① 農業者の生産技術・経営力向上

貿易の自由化、スマート農業技術の実用化等、農業を巡る環境が変化する中、農業経営力の向上に向けた支援を行います。

② 後継者の育成・確保

農業関係機関による後継者に係る情報共有を図り、後継者の育成・確保に向けた支援、第三者継承を推進します。

③ 新規就農者の受入・営農支援

新規就農者の受入を行うとともに、就農後の円滑な自立化に向けた支援を行います。

④ 多様な農業者の育成・確保

女性農業者の経営参画や先導的な取組への支援、高齢農業者の経験などを生かした営農技術・文化の伝承、企業等の参入における地域のコンセンサス形成に努めます。

⑤ 定住環境の向上

快適でゆとりある生活や情報化・デジタル化社会に対応した農業や生活環境の確保に向けた情報基盤整備、合併浄化槽の整備などを進めます。

(4) 環境と調和した農業の推進

たい肥など有機物を活用した土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減、農業用廃資材の適正管理など、環境との調和に配慮したクリーン農業を推進します。

① 減農薬・減化学肥料技術の普及促進

土壌分析の推進、減化学肥料・減農薬による栽培技術の普及、各種制度を活用した環境保全型農業を推進します。

② 有機物を活用した土づくり

耕種農家と畜種農家とのマッチング等、耕畜連携の推進に向けた効率的な仕組みづくりを推進します。

③ 農業用資材の適正処理

農業用資材の適正処理を推進するとともに、環境配慮型農業用資材の普及を図ります。

4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業生産額の増大や6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営の発展を目指す経営体が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(一経営体当たり概ね500万円)、年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を実現できるものとする。

また、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

この目標を達成するため、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

- (1) 市は、近隣の3市とともに、農業協同組合、農業改良普及センター、農業委員会等が十分な相互の連携のもとで濃密な指導を行うため、(公財)道央農業振興公社が地域担い手支援センターとして、ワンストップ支援窓口の役割を担い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための協議を行う。

更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の道央地域担い手育成協議会が主体となって営農診断営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- (2) 農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を基本とした土地利用調整を全市的に展開して、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。
- (3) 特に、耕作放棄地については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。
- (4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう助言及び指導を行う。
- (5) さらに、このような農地の取得及び貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。
- (6) 集約的な経営展開を図ろうとする農業者に対しては、これを助長するため農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、経営類型の策定、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- (7) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
- (8) さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の夫婦親子間共同申請の推進や女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。
- (9) 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すもののみならず、その他の農家等にも農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)その他の諸政策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- (10) 特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら法第12条に基づき農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農

業者」という。)への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業や土地改良整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- (11) 効率的かつ安定的な経営体として、また、ゆとりある農業経営を育成するため、家族経営協定の締結の促進、法人化の促進、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術と企業的な経営能力を持った人材の育成に努める。このため、家族による農業経営の法人化への移行に取組、法人化を志向する農家に対する研修、相談指導を実施し、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

- (12) Uターン就農者や農外からの新規参入者等、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実を図る。

また、就農準備に際しては、(公財)北海道農業公社や(公財)道央農業振興公社など関係機関の各種支援策を活用し、その推進を図る。

- (13) 効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT^{*}等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略

- (14) 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的な問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

- (15) 自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、上記に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

5 農業経営基盤の強化を促進する推進体制

市は、道央地域担い手育成協議会において、認定農業者もしくは今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けて行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

過去5年間における新規就農者は12名であり、令和3年は1名である。従来からの基幹作物である水稻、野菜、酪農及び主要畑作などの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標670人が設定されているが、本市においては、これまでの実績を踏まえ最低年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例を踏まえ、年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準、並びに農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(一経営体当たり概ね500万円)の達成を目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準については、概ね250万円程度の達成を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センター、農業協同組合及び(公財)道央農業振興公社等が重点的な指導を行うなど、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、市における主要な営農類型を例示すると、次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲畑作複合	<p><作付面積等></p> <p>水稲 10.0ha 小麦(秋春) 7.0ha 大豆 7.0ha てん菜 7.0ha 小豆 7.0ha 加工スイートコーン 3.5ha</p> <p><経営面積計> 41.5ha (うち借地14ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 トラクター作業機 1式 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用6条) 1台 普通型コンバイン 1台 農業用倉庫 1棟 乾燥機 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 1台 フロントローダー 1台 サブソイラー 1台 育苗ハウス 2棟 乾燥施設 1棟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・高性能機械導入による作業時間の短縮 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1.0人 ・補助的従事者 1.5人
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲畑作野菜複合	<p><作付面積等></p> <p>水稲 8.0ha 小麦(秋春) 7.0ha 大豆 4.0ha てん菜 7.0ha キャベツ 3.0ha 小豆 3.0ha</p> <p><経営面積計> 32.0ha (うち借地13ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 トラクター作業機 1式 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用6条) 1台 普通型コンバイン 1台 農業用倉庫 1棟 乾燥機 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 1台 フロントローダー 1台 サブソイラー 1台 育苗ハウス 2棟 乾燥施設 1棟</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪作体系の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・高性能機械導入による作業時間の短縮 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1.0人 ・補助的従事者 1.5人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
畑作 専業	<p><作付面積等></p> <p>小麦(秋まき) 8.0ha 大豆 8.0ha 馬鈴薯 4.0ha てん菜 8.0ha 加工スイートコーン 4.0ha</p> <p><経営面積計> 32.0ha (うち借地12ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 トラクター作業機 1式 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(4t) 1台 農業用倉庫 1棟 育苗ハウス 1棟 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 1台 野菜移植機 1台 ポテトプランタ 1台</p> <p><その他></p> <p>・輪作体系の確立</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・高性能機械導入による作業時間の短縮</p> <p><労働力></p> <p>・主たる従事者 1.0人</p> <p>・補助的従事者 1.5人</p>
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
畑作 野菜 複合	<p><作付面積等></p> <p>馬鈴薯 3.5ha てん菜 2.0ha 大豆 3.0ha 小麦(秋まき) 5.0ha 薬草 2.0ha キャベツ 2.5ha ブロッコリー 2.0ha</p> <p><経営面積計> 20.0ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 トラクター作業機 1式 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(2t) 1台 フォークリフト(2t) 1台 農業用倉庫 1棟 育苗ハウス 1棟 薬草プランター 1台 薬草ハーベスター 1台 野菜移植機 1台 ポテトプランタ 1台</p> <p><その他></p> <p>・輪作体系の確立</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・高性能機械導入による作業時間の短縮</p> <p><労働力></p> <p>・主たる従事者 1.0人</p> <p>・補助的従事者 1.5人</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
野菜 専業	<p><作付面積等></p> <p>馬鈴薯 3.5ha 南瓜 3.5ha スイートコーン 3.0ha ブロッコリー 4.0ha はく菜 2.0ha</p> <p><経営面積計> 16.0ha (うち借地2ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 トラクター作業機 1式 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(2t) 1台 フォークリフト(2t) 1台 農業用倉庫 1棟 育苗ハウス 3棟 野菜移植機 1台 ポテトプランタ 1台</p> <p><その他></p> <p>・輪作体系の確立</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・高性能機械導入による作業時間の短縮</p> <p><労働力></p> <p>・主たる従事者 1.0人</p> <p>・補助的従事者 1.5人</p>
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 畑作 複合	<p><作付面積等></p> <p>小麦(秋まき) 6.0ha 大豆 6.0ha てん菜 6.0ha 牧草 49.0ha 柵用とうもろこし 10.0ha</p> <p><経営面積計> 77.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 60頭 育成牛 27頭</p> <p>(うち借地25ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 トラクター(100ps) 1台 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(4t) 1台 トラクター作業機 1式 ロールバレー 1台 ラッピングマシン 1台 パイプラインミルク 1台 バルククーラー 1台 バンククリーナー 1台 育苗ハウス 1棟 バンカーサイロ 1式 牛舎 1棟 育成舎 1棟 堆肥舎 1台 尿貯留槽 1式 農業用倉庫 1棟</p> <p><その他></p> <p>・輪作体系の確立</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・高性能機械導入による作業時間の短縮</p> <p><労働力></p> <p>・主たる従事者 1.0人</p> <p>・補助的従事者 1.5人</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (フリースト ール方式)	<p>< 飼養頭数 > 経産牛 120頭 育成牛 54頭</p> <p>< 作付面積等 > 牧草 89.0ha サイレージ用とうもろこし 22.0ha 施設用地 1.0ha</p> <p>< 経営面積計 > 112.0ha (うち借地20ha)</p>	<p>< 機械施設装備 > トラクター(80ps) 2台 トラクター(100ps) 1台 トラクター作業機 1式 トラック(4t) 1台 トラクター(給餌専用) 1台 ホイルローター 1台 ミルキングパーラー 1棟 バルククーラー 1台 ハーベスター 1台 ミキシングワゴン 1台 牛舎 1棟 育成舎 1棟 パンカーサイロ 1式 飼料調製庫 1式 糞尿処理施設 1棟 農業用倉庫 1棟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳より経営と家計との分離を図る ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・高性能機械導入による作業時間の短縮 <p>< 労働力 > ・主たる従事者 1.0人 ・補助的従事者 1.5人</p>
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (つなぎ飼 い方式)	<p>< 飼養頭数 > 経産牛 80頭 育成牛 36頭</p> <p>< 作付面積等 > 牧草 60.0ha サイレージ用とうもろこし 14.0ha 施設用地 1.0ha</p> <p>< 経営面積計 > 75.0ha (うち借地20ha)</p>	<p>< 機械施設装備 > トラクター(70ps) 1台 トラクター(100ps) 1台 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(4t) 1台 トラクター作業機 1式 ロールベアラ 1台 ラッピングマシン 1台 パイプラインミルク 1台 バルククーラー 1台 パンクリーナー 1台 パンカーサイロ 1式 牛舎 1棟 育成舎 1棟 堆肥舎 1棟 尿貯留槽 1式 農業用倉庫 1棟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳より経営と家計との分離を図る ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・高性能機械導入による作業時間の短縮 <p>< 労働力 > ・主たる従事者 1.0人 ・補助的従事者 1.5人</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
養豚 専業 (一貫)	<p>< 飼養頭数 ></p> <p>母豚 150頭</p> <p>雄豚 12頭</p>	<p>< 機械施設装備 ></p> <p>分娩離乳舎 3棟</p> <p>肥育豚舎 2棟</p> <p>繁殖育成豚舎 1棟</p> <p>堆肥舎 1棟</p> <p>尿貯留槽 1式</p> <p>トラック(2t) 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・パソコンによる経営計画、労務、財務、飼養管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・作業記録の整備 <p>< 労働力 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1.0人 ・補助的従事者 1.0人

2 組織経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
養鶏	<p><飼養頭数> 採卵鶏 150,000羽</p> <p><構成員戸数> 3戸</p>	<p><資本装備> 成鶏舎(750㎡) 10棟 自動給餌装置 1式 集糞装置 1式 集卵装置 1式 パソコン 1式 トラック(2t) 2台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務、財務、飼養管理 ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資金の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・高性能機械導入による作業時間の短縮 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3.0人 ・補助的従事者 3.0人
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稲 畑作 野菜 複合	<p><作付面積等> 水稲 30.0ha 小麦 30.0ha 大豆 20.0ha 馬鈴薯 20.0ha 南瓜 6.0ha てん菜 20.0ha 小豆 20.0ha 緑肥 4.0ha</p> <p><経営面積計> 150.0ha</p> <p><構成員戸数> 3戸 (うち借地30ha)</p>	<p><機械施設装備> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 トラクター作業機 1式 軽トラック(軽4輪) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用6条) 1台 普通型コンバイン 1台 農業用倉庫 1棟 乾燥機 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 1台 フロントローダー 1台 サブソイラー 1台 ポテトプランタ 1台 育苗ハウス 1棟 乾燥施設 1棟</p> <p><その他> ・輪作体系の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・高性能機械導入による作業時間の短縮 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者3.0人 ・補助的従事者4.5人

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合	<p><作付面積等></p> <p>小麦(蒔) 4.8ha ブロッコリー1.0ha 南瓜 1.7ha その他野菜 0.2ha</p> <p><経営面積計> 7.7ha</p> <p>(うち借地7.7ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(80ps) 1台 乗用管理機(20ps) 1台 フォークリフト 1台 トラック(3t) 1台 グレンドリル 1台 サブソイラー 1台 プラウ 1棟 ロータリー 2台 ブロードキャスター 1台 ブームスプレーヤ 1台 農業用倉庫 1棟 ビニールハウス(物置) 2棟</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 青色申告の実施 機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 高性能機械導入による作業時間の短縮 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1.0人 補助的従事者 0.5人
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業	<p><作付面積等></p> <p>ハウス立茎アスパラガス 50a 露地アスパラガス 50a ほうれんそう 15a ピーマン 5a えんどう 3a こまつ菜 3a ニンジン 5a スイートコーン 40a 露地スナップエンドウ 10a 緑肥 30a</p> <p><経営面積計> 2.1ha</p> <p>(うち借地 2.1ha)</p>	<p><機械施設装備></p> <p>トラクター(28ps) 1台 トラック(3t) 1台 ブームスプレーヤ 1台 ビニールハウス 13棟 農業用倉庫 1棟</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 輪作体系の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 青色申告の実施 機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 高性能機械導入による作業時間の短縮 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1.0人 補助的従事者 0.5人

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第2に例示したこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用の集積に関する目標として示すと、概ね次に掲げる程度とし、また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めることとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域における農用地の利用の集積に関する目標

目 標	95%
-----	-----

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本市は、これまで種々の基盤整備事業により生産性の高い田畑が整備され、現在までに離農農家の農地や経営規模縮小農家の農地を酪農家や大規模耕種農家等の効率的かつ安定的な経営を目指す認定農業者等の担い手へ集積してきた状況にある。

また、酪農、畑作、水稻、野菜等の経営体において、年々規模の拡大、安心・安全な農産物の生産、機械利用の合理化等による生産性の向上が進められているが、耕作放棄地の発生が懸念されている。

(2) それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し

今後もその恵まれた自然的・地理的条件の下で水稻、野菜、酪農及び主要畑作物を基幹作物として、地域の実態を考慮し効果的な農地利用を推進するものの、担い手の高齢化や後継者不足により、受け手のいない農地の発生や土地の点的集約化による非効率な農地利用が懸念されている。

(3) 将来の農地利用のビジョン

担い手への農地集積は進んでいるが、農地集積が効率の良い作業が行われる形で集約されているのかを把握するため、農地情報の共有化を図り、農地情報システムの活用により、地域の実情を踏まえ、地域の農業を継続・発展できるよう人・農地プランを策定し、農業者と合意形成の中で持続可能な地域農業の確立を目指していくこととする。

(4) これを実現するための具体的な取組の内容

- ① 人・農地プランの策定
- ② 農地に関する情報の共有化と、その基礎となる地図情報の整備、運用
- ③ 耕作放棄地の発生防止と解消
- ④ 農地の面的集積を促進する仕組みの展開
- ⑤ 関係機関・団体における情報交換

(5) 関係機関及び関係団体との連携等

本市における将来を見据えた人・農地プランの策定と、農地政策の展開方向における合意形成に当たり、千歳地区農用地利用計画会議を基軸に関係機関・団体が一体となって連携を図っていくこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性として、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化が進んでいる傾向を踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とするところが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えることとなること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事していると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため、利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で、利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合とき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって、利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構）、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第5条で定めるものを除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア．その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ．その者が、市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ．その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けるこ

とにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。
- ② 市は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業計画の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、農業委員会の決定を要しない。

② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用円滑化事業実施団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者(道央農業振興公社)の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、市はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を

目的とする権利である場合にあっては農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)並びにその支払い(持分の付与を含む。)の相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア. その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ. その者が、賃貸借又は賃料借料を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項
- ⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

- ① 市は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。
ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。
- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例
- ア. 市は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を要請し、農業委員会は不確知共有者の探索を行う。
 - イ. 農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知られているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公

示するものとする。

ウ． 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を市の掲示板への掲示、担当窓口における縦覧により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を農業委員会に提出するものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア． その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ． その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ． その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア． (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ． ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計

画のうち取消しに係る事項を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効活用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適

当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定を行ったときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示、担当窓口における縦覧により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ. 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 市は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、市に意見書を提出することができる。
- ④ 市は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、市は(5)の①の認定を行う。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を市に届け出るものとする。
- ③ 市は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （5）の②及び（6）の③並びに（7）の③及び（7）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（9）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（10）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促

進

- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、道央農業振興公社との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターが推奨する各種研修会への参加を促すとともに、その他の関係機関・団体との連携を図りながら、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

(公財)北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つと

なるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階における取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市は北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合や（公財）道央農業振興公社等が実施する、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等に関する情報を入手し、農業改良普及センター等とともに、巡回指導や面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援を行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、各種協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や各団体とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる指導に限らず、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については千歳担い手支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、2から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 市は、国営ネシコシ地区総合かんがい排水事業（昭和61年度から平成6年度まで実施）、国営道央地区総合かんがい排水事業（昭和55年度から平成16年度まで実施）、国営総合かんがい排水事業（道央用水地区：平成7年度から平成16年度まで実施）、公団営農用地等緊急保全整備事業（石狩川下流左岸区域地区：昭和63年度から平成7年度まで実施）、道営畑地帯総合土地改

良事業（東丘地区は昭和55年度から平成10年度まで実施、新幌地区は昭和56年度から平成10年度まで実施、都地区は昭和61年度から平成8年度まで実施、長都地区は昭和63年度から平成9年度まで実施、ネシコシ地区は平成14年度から平成18年度まで実施、泉郷地区は平成15年度から平成17年度まで実施、中長都第2地区は平成16年度から平成18年度まで実施、中央地区は平成16年度から平成19年度まで実施、新川地区は平成19年度から平成22年度計画予定）を通じて、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を目指すための条件整備を図る。

イ．市は、農業経営構造対策事業等の導入により、農村の活性化を図り農村の健全な発展と望ましい農業経営の育成を推進する。

ウ．市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。特に、面的な田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ．市は、千歳市農業振興条例（平成6年千歳市条例第27号）に基づく各種の助成制度及び千歳市農業振興基金の運用による融資制度等を通じて、主体的な努力と創意工夫を基調とする望ましい経営体の育成を促し、地域の特色を活かした農業の健全な発展に資することとなるよう努める。

オ．市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、道央農業振興公社等の農業関係機関・団体で構成する千歳市営農指導対策協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。千歳市営農指導対策協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、道央地域担い手総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 千歳市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

2 千歳市、千歳市農業委員会、道央農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和4年4月 日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1） 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- （2） 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る）
- （3） 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）から（3）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア） 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）
…第5の1の（1）のアの（ア）（法第18条第3項第2号イ）に掲げる事項

（イ） 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

（ウ） 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
…その土地を効率的に利用することができるものと認められること

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1） 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- （2） 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）
- （3） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

- (4) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）か（4）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）
 - …その土地を効率的に利用することができるものと認められること
- 3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (2) 農業近代化資金融通法政令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において（1）から（2）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）
 - …その土地を効率的に利用することができるものと認められること

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は5年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でない場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を行うものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法(明治29年法律第89号)の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③に同じ。	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の認定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>I の③に同じ。</p> <p>この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という）。」と読み替えるものとする。</p>	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額)の対価により行う取引(その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転時期に所有権は移転する。 ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>